

懇談会にお出かけの際、この資料をご持参いただきたいと存じます



一人ひとりが輝き 夢はぐくむ村づくり



平成22年

行政懇談会資料

はじめに

現在の課題や今後の方針について説明し、ともに村づくりについて考えていただく機会として行政懇談会を開催させていただきます。

どうぞ多くの皆さんの参加をお願いいたします。

【開催日と会場（公民館）】

1月18日（月） 日吉津上2	1月19日（火） 日吉津上1	1月20日（水） 海川	1月26日（火） 今吉
2月2日（火） 樽屋	2月3日（水） 日吉津下口	2月4日（木） 富吉	どこにご参加いただいても結構です。

* 開会時間は、いずれも夜7時30分からです。

情報の公開・共有を進めます

村民の皆さんに分かりやすく情報提供するため、広報等の充実に努めています。

- ・ 広報「ひえづ」 毎月1日発行
- ・ 村ホームページアドレス <http://www.hiezu.jp/>
- ・ ケーブルテレビ（3チャンネル） 毎週1本30分番組を制作し、繰り返し放送しています。
- ・ パブリックコメント（意見公募） 重要な計画等を策定する際は、村民の皆さんにその素案を公開し、意見を公募するパブリックコメントという手法を実施しています。



＜目 次（重点項目）＞

1、行財政の改革	P 3
2、みんなで進める村づくりのルール「自治基本条例」の取り組み	P 3
3、総合計画の実現と施策評価	P 4
4、コミュニティの推進	P 5
5、土地利用計画の推進	P 6
6、安心安全対策の推進	P 7
7、医療・福祉・保健・介護の一体的取り組み	P 8
8、子育て支援の充実	P 9
9、男女共同参画の推進	P 12
10、地球温暖化対策	P 12
11、ごみ処理とリサイクル	P 14
12、農業振興	P 15
13、交通安全対策	P 17
14、道路維持・整備計画	P 17
15、公共下水道施設	P 18
16、教育振興と学社連携	P 18
17、小学校附属特別棟の建設	P 20
18、各種村民参加イベントの推進	P 21
19、村制施行120周年事業	P 22
財政見通し	P 24～26
参考資料：自治会毎の世帯と人口	P 27

▼この資料は、懇談会の参考資料として作成したものです。

むらづくりの課題は他にもたくさんありますが、昨年度（平成21年1月、2月）の懇談会で重点項目として、ご説明した村の課題を中心に、この間の経過と今後の方針についてお示ししたものです。（懇談会では時間に限りがあり、逐一ご説明ができませんので、あらかじめ配布させていただきます。）

1、行財政の改革

[経過報告]

平成18年6月に策定した「集中改革プラン」をもとに、職員の「実施に向けた検討委員会」及び「行革課長会」にて協議を重ねています。

行政情報の発信については、引き続き、村報・ホームページ・ひえづ3チャンネル等で行政情報の充実、公開に努めています。

また、旅費の見直しや特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の見直し、使用料・手数料の見直しを行い、平成21年4月から実施しています。

公共施設の指定管理者制度導入については、導入した場合の課題・問題点等話し合っており、その課題解決策等を十分に検討協議し進めています。

人件費の抑制については、引き続き職員給与の3%削減を実施しています。村長、教育長、議員の報酬の削減等も引き続き行っており、人件費の抑制に努めています。

[今後の方針]

現在取り組んでいる「集中改革プラン」の実施目標年度については、平成21年度末と定めています。そこで、平成22年度からの取り組みについては、この「集中改革プラン」の取り組み状況等を踏まえ、平成21年度中に新たに計画を作成し、引き続き行財政改革を進めていきます。

現在検討を進めている公共施設の指定管理者制度導入等も実施に向け、引き続き協議してまいります。

なお、作成する計画については、日吉津村行財政検討委員会及び村民の皆さんにご意見等をいただく予定としています。

行財政改革の取り組みについては、村広報・ホームページ等で公表してまいります。

2、みんなで進める、村づくりのルール「自治基本条例」の取り組み

[経過報告]

◇平成21年4月1日条例施行

本村における自治の基本原則を明らかにするとともに、村民の権利と責務、議会及び村の役割と責務、住民自治の仕組みなど村づくりのルールを定めた「日吉津村自治基本条例」を施行しました。



◇自治基本条例推進委員会の設置（平成21年7月）

自治基本条例を作っただけのものにせず、運用状況を確認し、円滑な自治の発展を図るため、自治基本条例第37条に基づき、12名の委員（公募6名、学識6名、うち女性6名）で構成する推進委員会を設置しました。

今後、定期的な委員会や研修会の開催、議会傍聴などを行い、条例の点検を進めながら実効性を高めます。

※委員会開催状況（研修会を含む）

- 7月 ○自治基本条例の制定経過と内容の説明
○条例における行政に関連するものについて意見交換
- 9月 ○「行政の仕組みと予算」について研修
→ 今後も、開催予定。
- 10月 ○総合計画の概要説明
○条例における行政に関連するものについて意見交換
○議会傍聴についての検討



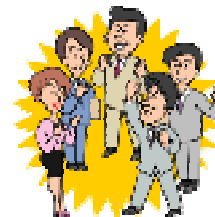
◇条例推進職員プロジェクトの設置（平成21年11月）

推進委員会と連携し、適正な村政運営を図るため、各課より選出された6名の職員（うち女性3名）で構成する、職員プロジェクトを設置しました。

今後、定期的な委員会や研修会を開催し、条例の点検に努めながら、業務に活かします。

※委員会開催状況（研修会を含む）

- 11月 ○推進委員会の意見について検討



[今後の方針]

- ◇推進委員会から村長への提言
委員会で出された意見を集約し提言します。また、軽微なものは各課で速やかに対応します。
- ◇住民投票条例の制定
自治基本条例第34条に基づき、住民投票条例の制定に取り組みます。
- ◇役場内の検討
行政評価や予算編成過程の公表など自治基本条例に基づいた行政を目指すため、引き続き課長会・職員プロジェクト会議を開催し、検討します。

3、総合計画の実現と施策評価

[経過報告]

- ◇第5次総合計画後期基本計画（平成18年度～22年度）の実現
スローガン「一人ひとりが輝き夢はぐくむ村づくり」
- ◇実施計画の評価と公表
当面3年間の各種施策の方針
…「実施計画」を作成し、公表。



審議会

…施策の実績評価（重要度・コストパフォーマンス・達成度・関連波及効果）について、審議が終了次第村民の皆さんへ公表。

[今後の方針]

◇総合計画（後期基本計画等）の実現

後期基本計画に盛り込まれた施策について、その効果的・効率的な実施を行い、重点的な課題については村民の皆さんの参画により、実現を図っていきます。

また、「実施計画」についても、その施策の成果や課題を評価しながら、見直し作成していきます。

◇第6次日吉津村総合計画の策定（平成23年度～平成32年度）

平成22年度に自治基本条例に基づき、第5次日吉津村総合計画を基本としつつ、村民フォーラムの開催等村民参画による村民のご意見をいただきながら、第6次日吉津村総合計画の策定に取り組みます。

4、コミュニティの推進

[経過報告]

◇平成16年から提案・役場からの支援

自治会毎に今後の地域のあり方などをまとめた「コミュニティ計画づくり」を提案し、コミュニティを推進してきました。

役場からは、各自治会ごとに3名程度の職員を「支援スタッフ」として配置し、情報提供や協働の村づくりに取り組んでいます。

◇各自治会の取り組み

暖談塾、見守りコミュニティ委員会（6部会）、今むらおこしの会などの推進組織を設置され、様々なテーマについて検討実践されています。

また、その他の自治会でも金魚の放流や地域づくりの研修会など活動されつつあります。



「検討協議されているテーマ（例）」

ゴミの分別・リサイクルの徹底と住民啓発／自主防災組織の設置と住民避難マニュアルの作成／独居・高齢者世帯や障がいのある人などの見守り／地域の花壇や花のプランター作り／地域安全・防犯パトロールの実践／交通量調査と安全対策／歴史文化財の掘り起こしと再認識／子育て支援（就学前・一時サポート）／公民館の活用／地域づくり学習など。

解説：「コミュニティ計画」とは、どんなもの？

①自ら考え、自ら創る「地域づくり計画」

少子高齢化など様々な課題について、地域の将来を考え、知恵やアイデアを出し合って創る地域の将来計画です。



②地域のルールブック、地域参加の手引き

誰もが、地域のルールを見直し、「暮らし甲斐」を感じつつ地域活動に参加するための手引きとなるものです。

③村民誰もが、村づくりに参画いただくための第1歩

村全体の村づくりに皆さんが参画いただくための第1歩として、地域の計画づくりに参加いただくものです。結果として、村の施策などにも反映されます。コミュニティ計画は、温かい地域のルールブックとして、大変有効なものです。

[今後の方針]

◇コミュニティの一層の推進

地域の安全対策や防犯、子育て支援や青少年育成、高齢者介護、環境保全などあらゆる分野において、地域において顔の見える関係と、みんなの共通理解が重要になっているため、今後も自治基本条例に基づき、コミュニティの一層の推進を図るとともに、コミュニティ計画づくりに努めます。

5、土地利用計画の推進

[経過報告]

◇都市計画区域と農振区域

本村は米子境港都市計画のエリアとして、全域が都市計画区域となっており、市街化区域と市街化調整区域で構成されています。

また、その市街化調整区域は「農業振興地域の整備に関する法律」により、農業振興地域となっており、農用区域とその他区域で構成されています。

◇国道431号周辺の土地利用

これら土地利用の規制により、これまで村内の乱開発（無秩序な開発）をある程度防ぎながら、「イオン日吉津ショッピングセンター」や「新鮮市場」を核とした活性化（農村活性化土地利用構想）を図ってきました。

しかし、国道431号周辺には商業施設の進出希望が多く、現在の規制と必ずしも合致していない面があります。また狭い村内が均衡ある発展をし、快適で暮らしやすい地域を維持する必要もあります。

◇土地利用計画の策定

平成18年、本村の将来の有効な土地利用方法はどうあるべきか、村民のご意見をいただきながら「土地利用計画」を策定。

平成19年、村の都市計画の基本方針である「村都市計画マスタープラン」の見直し及び「市街化調整区域の地区計画の運用方針」等を策定。



[今後の方針]

◇都市計画区域マスタープラン

平成21年度は、県が定める「米子境港都市計画区域マスタープラン」の見直し予定で、本村の「土地利用計画」が反映されるよう引き続き協議していきます。

◇地区計画の導入

土地利用計画の実現に向け、良好なまち（街）づくりを推進するためには、市街化区域への編入を前提とした「地区計画」の導入が必要となります。克服すべき課題は多いものの、関係各機関と調整を行いながら、土地利用計画の実現を目指します。

6、安心安全対策の推進

◇新型インフルエンザへの対応

メキシコや米国において発生した豚インフルエンザが、「新型インフルエンザ等感染症」と位置づけられ、それにともない、本村においても平成21年4月28日に、日吉津村新型インフルエンザ対策本部を設置して広報活動や、小学生、保育所園児、65歳以上の高齢者のみの世帯へのマスク配布など様々な対応を講じてきました。

新型インフルエンザの発症は、国内では減少傾向にありますが、鳥取県では、12月1日に新型インフルエンザ警報が発令され、流行が拡大をしています。日吉津小学校においても、集団感染による学級閉鎖がされ、また乳幼児のお子さんが罹患されているというような状況が続いています。今後とも、引き続き新型インフルエンザ予防対策に取り組んでまいります。

◇地域防災体制の推進

[経過報告]

地域防災体制の充実は、災害時における一人一人の命を守る取り組みであり、行政をはじめとする防災機関が即時対応出来ないところを地域で支えるもので、重要事項であります。日吉津上2自治会の「住民避難マニュアル」作成にはじまり、日吉津上1自治会、今吉自治会で、「住民避難マニュアル」への取り組みがされております。今後も、自治会での「住民避難マニュアル」作成への支援をしています。

[今後の方針]

地震や風水害などの大規模な災害が、毎年、日本国内では発生しています。村内でも、鳥取県西部地震のようにいつ災害が起こるかわかりません。被害を最小限に防止するためには、村民の防災意識を高め、地域ぐるみの防災対策が必要になります。そのためには、地域における体制づくりや、自主防災組織の育成など、身近な地域防災体制づくりが必要となります。村としては、今後とも、自主防災組織の育成や、「住民避難

マニュアル」作成への支援をしていくとともに、現在作成中であり、
「建築物耐震促進計画」により、建築物の耐震化診断、耐震改修などの
助成制度を検討してまいります。

消防団員の確保について



火災予防啓発の効果と消防団をはじめとする村民の皆様の防火意識の高まりから、昨年に引き続き火災件数は0件でした。

消防団員は定員35名に対し現在25名です。また、各自治会によって団員数に偏りがあり、各自治会を通じた団員確保に取り組んでまいります。

【自治会毎の消防団員数】

日上1	日上2	日下	海川	富吉	今吉	樽屋
1	1	10	3	6	2	2

7、医療・福祉・保健・介護の一体的取り組み

◇福祉事務所の設置

[経過報告]

平成5年に、老人及び身体障害者福祉分野での施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲され、平成15年には、知的障害者福祉等に関する事務が市町村に移譲されたことから、都道府県の福祉事務所では、従来の福祉六法から福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管することとなりました。

福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関です。都道府県及び市（特別区を含む。）は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができます。

このような中、福祉行政に対するニーズが増え、それぞれの市区町村において福祉・保健に関する行政サービスを一体的に提供できる体制が求められています。

[今後の方針]

平成22年4月1日に福祉事務所を設置します。役場内で関係部門相互の協力が迅速にでき、ワンストップでのサービス提供が可能となります。そして、生活保護等の福祉サービスが、住民に最も身近な役場で完結できるようになります。

また、業務の研修及び実務をとおして職員の専門性を向上させ、住民に最も身近な日吉津村の福祉行政の核として機能を果たしてまいります。

◇ 特定健診・特定保健指導の実施

[経過報告]

新しい健診・保健指導、「特定健診・特定保健指導」が、平成20年4月から導入されました。各医療保険者が40歳から74歳の被保険者を対象に実施することが義務付けられているものです。

これは、医療制度改革の一環として、生活習慣病の発症前の段階である内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目し、その該当者・予備群を抽出し、それぞれの抱える健康リスクに応じた指導を行うことにより、生活習慣の改善につなげていくための事業です。

[今後の方針]

40～74歳の国民健康保険の被保険者を対象に特定健診を実施するとともに、特定健診の結果に基づき、戸別訪問や通知により、それぞれの生活習慣病のリスクに応じた特定保健指導を実施します。

後期高齢者医療保険制度の被保険者（75歳以上）の方や40歳未満の方など特定健診・特定保健指導の対象とならない方については、従来型の健診・保健指導の機会を提供していきます。

また、受診者の利便性を考慮し、介護保険法に基づき65歳以上の方を対象に実施する生活機能評価についても、同時に受診できる体制を引き続き整えます。

なお、22年度は昨年に引き続き、休日検診（胃がん・乳がん・大腸がん）を実施する方向で検討します。

8、子育て支援の充実

◇子育て支援センターの運営

[経過報告]

平成19年2月から、児童館西隣で子育て支援センターの業務を行っています。

現在は、保育士資格を持った職員2名を配置し、週5日（月～金曜日）、午前9時から午後4時まで開館しています。

子育て家庭の支援や相談、また子育てサークルの支援や子育てサロンへの協力を行い、多い日には村内外から20組程度ご利用いただいています。

また、活動状況等をお知らせするため、広報ひえづに毎月記事を掲載しています。

[今後の方針]

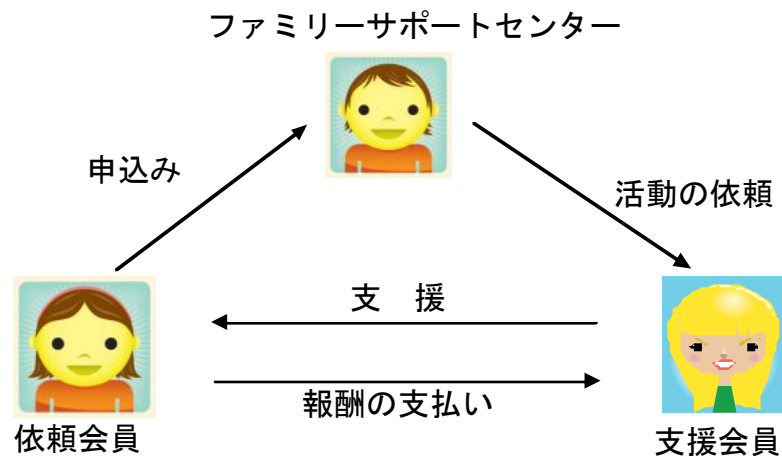
地域における子育て支援の拠点、交流の場として、多くの方に気軽に利用していただけるよう、引き続き、事業内容の充実に努めていきます。

◇ファミリーサポートセンターの運営

[経過報告]

平成21年10月から、児童館内にファミリーサポートセンター準備室を立ち上げました。

ファミリーサポートセンターとは、地域内において「子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）」と「子育てのお手伝いができる方（支援会員）」に会員登録（入会費無料）していただき、子どものお世話を有償で行うシステムの中で、依頼会員と支援会員をつなぐパイプ役となることです。



支援会員は具体的には次のような支援を行います。

(例) 園児の保育所への送り迎え・その後の預かり、児童の放課後の預かり、保護者の冠婚葬祭およびリフレッシュ時における預かり等。

[今後の方針]

子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）と子育てのお手伝いができる方（支援会員）の会員募集を開始し、子育て支援の一助に努めます。

(平成22年4月本稼動)

◇妊婦健康診査の充実

[経過報告]

近年、ストレス等をかかえる妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦もみられることから、母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦健康診査の重要性・必要性が高まっています。

[今後の方針]

妊娠・出産にかかる経済的不安の軽減と積極的な受診を図るため、公費負担による現行14回の妊婦健康診査の検査項目の充実を検討し、安心して子どもを産み育てることのできる基盤の整備に努めます。

◇児童館の運営

[経過報告]

社会情勢が変化する中、児童館の果たす役割はますます重要となっています。保護者の方が勤務などで留守になる家庭の児童を小学校の放課後などに預り、健全な遊びを集団または個別に指導することにより、多くの仲間とのふれあいの中で情操を豊かにし、児童の健全な育成の向上に努めています。

現在は7名の職員を配置し、週6日(月～土曜日)、午前9時30分から午後6時まで開設しており、毎日85名程度の児童の利用があります。

【児童館入所者数の推移】

年度	入所者数	学 年 別 内 訳					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
17	123	31	32	29	16	11	4
18	123	23	31	33	25	5	6
19	120	37	21	25	23	11	3
20	95	31	35	14	10	4	1
21	106	34	32	28	5	4	3

※各年度とも6月末現在の入所者数

[今後の方針]

引き続き、異年齢の友達と創意工夫して遊び、仲間づくりができるよう健全育成活動を行い、児童の心身ともに健全な発達が図れるよう指導していきます。

また、現在、小学校長期休業中（夏休み等）だけの児童の預かりを検討しています。体制が整い次第、お知らせします。

◇保育所機能の強化

[経過報告]

平成21年度は途中入所希望者が0歳児に集中しました。その為、全員の受け入れは難しく、5名の待機児童がでました。

また、個別の支援が必要な子どもが増えています。子どもの育ちをよりよいものにするために、個別の指導や配慮をするための職員を配置し、保育の充実に取り組みました。

施設面の老朽化が進んでますので、年次的に改修を進めています。平成21年度はホール屋根の改修や保育室の床の張替えなどを行いました。

[今後の方針]

今後も低年齢児の入所希望が多いことが想定されますので、受け入れにむけて保育室の増設や給食室の改築など施設面の改善や、体制づくりをしていきたいと思ひます。

また、安心して預けられ、子どもが健やかに成長できる保育所として、

家庭と連携をはかりながら、問題や課題に丁寧に取り組んでいきたいと思いをします。

【過去5年間の入所児数】

	H17	H18	H19	H20	H21
0歳児	5	6	3	3	7
1・2歳児	30	33	30	33	26
3歳以上児	73	77	84	82	86
合計	108	116	117	118	119

※各年度とも10月1日現在の入所児数

9、男女共同参画の推進

[経過報告]

家庭や地域の力を回復させ、女性はもちろん男性の働き方を見直し、また、地域社会や家庭での男女共同参画の取り組みを一層深めることを主眼において、男女共同参画計画の策定に取り組んできました。男女の役割が急激に変化する中、その意識や考え方にも変革が求められています。



日吉津村男女共同参画計画策定委員会を13回にわたり開催し、審議会を通して、平成21年3月に「日吉津村男女共同参画計画」が策定されました。村内の男女446名の方からの意識調査結果によりますと、「男性優遇」「男は仕事、女は家庭」といった性別に因る固定的な役割分担意識が当然とされ、また、家庭や子育て、介護などの役割が女性に偏り、不平等感を感じるという結果が出ています。また、職場や地域、その他様々な意思決定の場でも同様な結果が現れています。

[今後の方針]

意識調査をもとに作られた「日吉津村男女共同参画計画」は、様々な場面において男女共同参画の視点に立ち、男性も女性も一人ひとりが大切にされ、個性と能力が十分に発揮でき、伸び伸びと暮らせる社会を目指した計画です。

まずは、身の回りでの生活を見直し、改めて男女共同参画の意識啓発を行うことから取り組んでまいります。

10、地球温暖化対策

村内の公共施設を対象とした「日吉津村地球温暖化対策実行計画」では、平成16年度の温室効果ガス総排出量を基準に平成22年までに8%削減することを目標としています。消灯の徹底、冷暖房温度の適正

管理、廃棄物の分別・減量の徹底など、環境に配慮した取り組みを行ない、平成20年度実績では12%削減、4年間の平均は8.1%削減と目標を達成しています。

昨年2月末には、県内最大級の発電能力を備えた小学校体育館の太陽光発電システムが稼働し、これまでの発電実績は1ヶ月平均約5,500 kWhで、これは1ヶ月当たり1,700kgのCO₂が削減されたこととなります。(この実績量のうち、発電量は一般家庭の使用量に換算すると約13世帯分に当たります。またCO₂については、上記公共施設での削減目標と同等の8.2%に当たります。)

環境問題の解決のために取り組まれたノーレジ袋デーも定着しつつあり、現在では、毎月10日がノーレジ袋デーとなっています。平成21年度には、120周年記念事業としてエコバックを作成し、全戸に配布させていただきました。今後ともノーレジ袋デーの取り組みを推進してまいります。

また、平成21年度から開始した家庭用太陽光発電導入補助金についても、引き続き利用していただけるよう検討してまいります。

企業や各家庭も合わせて全村で地球環境を守る取り組みを推進するため、豊かで快適な環境の保全、創造のため「日吉津村環境基本計画」の策定に取り組めます。

☆温暖化効果ガスを減らす家庭でできる取り組みの例

<p>1. 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることで、冷暖房機に頼らないで過ごせる。冷暖房を始める時期も少し待ってみる。 ★ 年間約 33kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 1,800 円の節約</p> <p>また、家族が別々の部屋で過ごすと、暖房も照明も余計に消費します。家族が同じ部屋で団らんしましょう。 ★ 年間約 238kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 10,400 円の節約</p>
<p>2. 1日5分のアイドリングストップを行なう 駐車や長時間停車する時は、車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。 ★ 年間約 39kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 1,900 円の節約</p>
<p>3. 待機電力を削減する 主電源を切りましょう。長時間使わない時は、コンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い替えの際には待機電力の少ないモノを選ぶようにしましょう。 ★ 年間約 60kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 3,400 円の節約</p> <p>また、ポットやジャーの保温は利用時間が長いため、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温め直すほうが電力の消費は少なくなります。 ★ 年間約 34kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 1,900 円の節約</p>
<p>4. シャワーを1日1分家族全員が減らす 身体を洗っているあいだ、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。 ★ 年間約 69kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 7,100 円の節約</p>

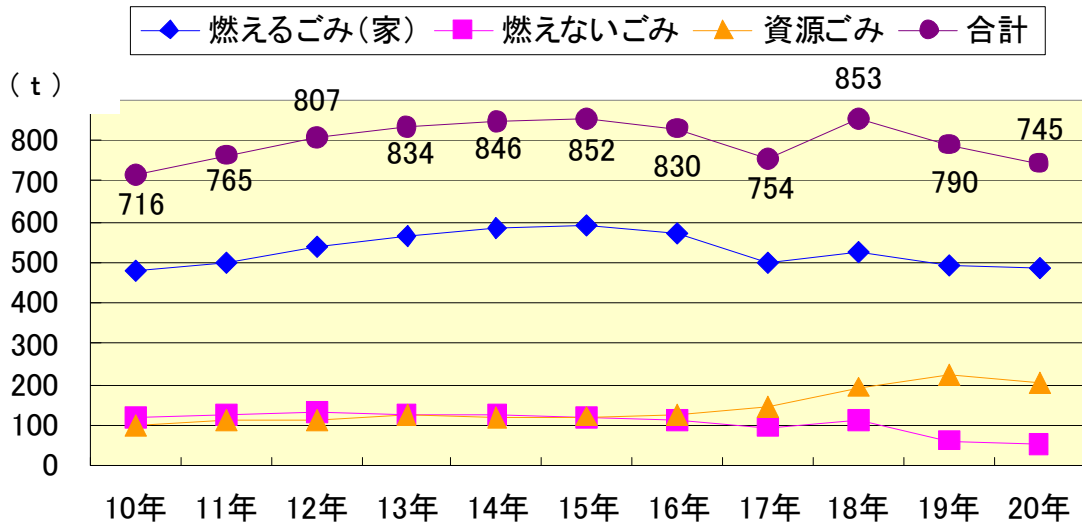
<p>5. 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす 洗濯や庭の水やりの他、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。 ★ 年間約 7kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 4,200 円の節約</p>
<p>6. 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ トレーやラップは家に帰れば、すぐゴミになってしまいます。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。 ★ 年間約 58kg の CO₂ の削減</p>
<p>7. テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす 見たい番組だけを選んでみる習慣をつけましょう。 ★ 年間約 14kg の CO₂ の削減 ★ 年間で約 800 円の節約</p>

11、ごみ処理とリサイクル

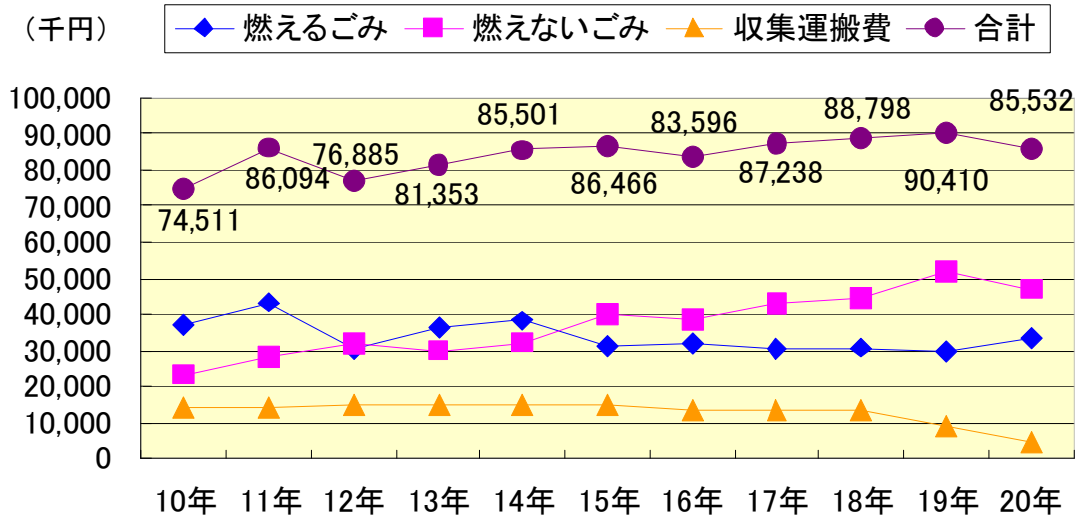
[経過報告]

平成20年度のごみ処理量は、事業所系ごみを除く全てで減量化が進みました。これも皆様の分別や減量化に対するご理解とご協力が着実に結果となって現れていることを示しております。今後とも、ごみ分別・減量化へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

*** 資料：家庭系ごみ収集量（実績）の推移**



*** 資料：処理経費の推移**



燃えるごみの中には、軟質プラスチック類に出すことが出来るごみが、まだまだ多数混入しています。限りある資源を無駄にしないためにも、分別の徹底をよろしくお願い申し上げます。

[今後の方針]

本村の一人当たりのごみ処理量は、他町村と比較しても依然として多量排出の傾向にあります。平成20年度の特徴として、燃えるごみや燃えないごみ、資源ごみの全てのごみの減量化が達成できました。今後とも、ごみの減量や分別が達成できるよう具体的な取組等を検討していきます。

また、引き続き燃えるごみの約4割を占める生ごみの減量化対策として、コンポスト及び電気式生ごみ処理機の購入助成を行ないます。(コンポストは購入費用の1/2を助成、上限5,000円としております。電気式生ごみ処理機は購入費用の1/3を助成、25,000円を上限としております。)

12、農業振興

[経過報告]

本村の農業は、二種兼業農家による稲作単一経営が中心ですが、一部の農家においては、球根・ねぎ・ラッキョウ・施設園芸等の複合経営がなされています。

農業振興を図るうえで、後継(従事)者をいかに確保するかが大きな課題となっていますが、本村においては、「担い手」と呼ばれるような大規模農家を新たに育成することは相当困難な状況ですので、退職者を中心に、農業以外の所得を主としながら、多様な形態の農業経営に取り組

んでいただくことを基本に、後継（従事）者確保のための対策を進めることが現実的な方向と考えます。

その試みの一つとして、平成 21 年度、農業委員会が主体となって、営農を目指す方に農業の基礎知識等を身に付けていただくための「ひえづ地域就農チャレンジ塾」が開講（計 7 回）され、最終的に 13 名が修了されたところです。

また、チューリップ栽培については、生産者の高齢化や球根価格の低迷等により、業としては成り立たない状況ですが、村のイメージ、また歴史・文化でもある「チューリップ」を今後も残すべく、平成 19 年度から、生産者団体による委託栽培等を実施しています。

[今後の方針]

平成 23 年度から「戸別所得補償制度」が本格導入されるのに伴い、平成 22 年度には、戸別所得補償制度モデル対策として、水田作に着目した「米戸別所得補償モデル事業」及び「水田利活用自給力向上事業」が導入され、麦・大豆・米粉用米等、自給率向上のポイントとなる作物の生産に対する助成と併せ、恒常的に赤字に陥っている米に対する補填が行われることになっています。



昨年末に、基準単価等、事業の大枠が発表されたところですが、今後、「その他作物」の単価や激変緩和措置等について、県段階で検討が行われることになっていますので、詳細が分かり次第、村水田農業推進協議会と連携し、対応を進めていきます。

また、今後も「ひえづ地域就農チャレンジ塾」を開催し、新規就農者等の人材の掘り起こし、育成を図ります。

さらに、村のイメージ、シンボルであるチューリップを守り、持続させていくため、引き続き、委託栽培の取り組みを進めていきます。

◇耕作放棄地(遊休農地)対策

[経過報告]

全国的に農地の荒廃化が進行し、農業振興を図るうえでの大きな支障となっていますが、昨年度実施した「耕作放棄地全体調査」によると、村内においても、かなりの面積の耕作放棄地が存在しています。

今後とも、農地の所有者に対し適正な耕作管理等をお願いするとともに、現に荒廃化している農地のうち、所有者自身での再生利用が困難なものについては、その意向を確認しながら、耕作者の確保、利用権設定による復元・栽培管理などの対策を計画的に進める必要があります。

耕作放棄地の再生利用にあたっては、国等の財政措置が講じられていますので、本村でも、それを有効に活用して解消を図るべく、実施主体となる「日吉津村地域耕作放棄地対策協議会」が設立され、営農再開を

前提とした再生利用活動が進められようとしています。

[今後の方針]

日吉津村地域耕作放棄地対策協議会を中心に、個々の耕作放棄地について「営農再開」か「保全管理」かの方向付けを行い、営農再開を図る農地については、再生作業等、具体的な取り組みを進めていきます。

また、農業委員会が中心となり、農地パトロールの実施、農地相談などの遊休農地発生防止のための取り組みを進めていきます。

(参考) 荒廃(軽度)した農地の復元(整備)をする機関

アグリサービス(JA系列)	トラクター整備	7,000円(10a当たり)
農業委員会		

※ なお、復元できるのは簡単な整備までで、雑木やゴミ等がある場合は手に負えません。(荒廃を防ぐには最低年2回の整備が必要です。)

13、交通安全対策

[経過報告]

車社会の急速な進展とともに、交通安全対策は、人の生命に直接かわる問題として、ますます重要な課題となっています。

本村においては、平成8年11月以降、交通死亡事故ゼロで推移していましたが、大変残念なことに、昨年11月、道路を自転車で横断中の高齢者が車にはねられ亡くなるという事故が発生しました。

国道431号を中心に年々交通量が増加し、いつ同様の事故が起きてもおかしくない状況ですので、交通安全施設の整備はもちろんのこと、交通安全意識のより一層の普及・啓発を図ることが急務であり、とくに交通弱者と呼ばれる子どもや高齢者の安全を守るための取り組みを推進する必要があります。

[今後の方針]

警察、交通安全指導員、交通安全協会、学校等、関係機関と連携し、あらゆる機会をとらえて、交通安全意識の普及・啓発に努めます。とくに子供や高齢者を対象とした講習、街頭指導などの取り組みを強化していきます。

14、道路維持・整備計画

[経過報告]

村道温泉線は、国道9号線のバイパス的な利用や、イオン日吉津店の迂回道路として、近年交通量が急増していますが、後池橋が狭く前後の取り付け道路が急勾配であるため、米子警察署をはじめ関係機関から、非常に危険との指摘を受けています。

また、集落内の生活道路、幹線道路、農道等は施工後かなりの年数が経っているため、舗装の修繕及び交通安全施設の設置が必要になっています。

[今後の方針]

村道温泉線後池橋については、信号機の設置、速度規制等の安全対策を含め、関係住民との協議を進めながら、平成21年度に測量設計を実施し、平成22年度から架け替え工事に着手する予定です。

また、橋に幹線水道管を添架することにより、淀江方面から良質な水と量を確保します。このため、米子市水道局が平成21年度末から、橋前後の布設工事に着手の予定です。

集落内の生活道路、幹線道路、農道等は、引き続き緊急性のある場所から逐次、舗装の修繕及び交通安全施設の整備を実施します。

除雪作業にご協力を



除雪計画

降雪時における村内道路の除雪は、主要交通路及び通学路を主体に、通勤通学時間帯における交通確保を図るため、民間所有の機械(グレーダーとタイヤショベル)により、早期除雪に努めています。

(除雪基準及び区間は、「広報12月号」「ホームページ」でご確認ください)

15、公共下水道施設

[経過報告]

昭和61年の供用開始から23年経過し、処理場の機械設備等が老朽化してきました。多大な費用をかけて建設した処理場を、安全且つ長期に使用できるよう維持管理を行って来ましたが、耐用年数を考慮しても全体的に更新期に入ってきました。

[今後の方針]

現在、国は長寿命化による経済的な施設利用を指導しています。本村も、21年度に「長寿命化計画」の策定(機器の損耗程度や使用可能期間の調査・計画)を実施、22年度には実施設計を予定し、今後数年間かけて部分的な部品交換若しくは更新により施設の長寿命化を図ります。

16、教育振興と学社連携

[経過報告]

◇学校教育と社会教育との連携

地域の団体・個人や関係機関と小学校が、学習内容・人材など様々な面において連携・融合した事業を展開する「学校教育と社会教育

の連携事業（学社連携推進事業）」に取り組んできました。児童の生きる力・学ぶ力を高め、同時に地域社会も活力や教育力を高めていくことをねらったものです。

現在は育成推奨事業として、『カルチャー少年塾』や『子どもの日まつり』など、地域の大人や団体が連携、協力し合って子育てに取り組んでいます。

◇学校教育の充実

平成20年度から小学校における国際理解活動の一環として、高学年では外国人講師を招いて外国語活動を行っています。

また、昨年4月からは「本読み あいさつ そうじ」を全校の合言葉に、実践活動に取り組んでいます。すでに読書の推進では、朝の10分間読書に全学級で熱心に取り組んでおり、県の学力向上プログラムにおいても読書推進を中心とした取組みを展開しています。

箕蚊屋中学校においては、耐震化への対応から、体育館の補強工事が行なわれ、音楽室など特別棟の新築も計画されています。

[今後の方針]

◇「GUTS（ガッツ）日吉津っ子」フレンドホームの実施

子どもはみんなの宝物です。「GUTS(ガッツ)日吉津っ子」のGは「がんばる子ども」、Uは「ゆったり育つ子ども」、Tは「たくましい子ども」の頭文字で、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を自覚しながら、目標を共有し、参画や協働、支援をしながら「GUTS(ガッツ)日吉津っ子」の育成に取り組んでいきます。

昨年11月には初めてフレンドホーム（通学合宿）を実施しました。県立大山青年の家に5泊6日の日程で家庭から離れて生活することにより、自分のことは自分でする自立心を育て、集団生活を通じて協調性や思いやりの心を身に付けさせることを目的としています。テレビやゲームがなくても、友だちと楽しみながら生活する体験により、家庭からは子どもの成長を実感することができたこと好評で、引き続き地域の方々の協力を得ながら取り組んでいきます。

◇家庭教育・子育て支援の推進

現在教育委員会では月1回の子育てサロンなどを通じて、乳幼児を持つ親のつながりを作り、子育てサークルなどの活動を応援しています。「3つ子の魂100まで」と、学童期や青年期に起こる様々な社会問題の根源は、その多くは乳幼児期にあるのではと言われていています。村福祉保健課や保育所、子育て支援センターなどと連携を図りながら、家庭教育を推進します。

◇誰もが人権を認められる差別のない村づくりをめざして

同和問題をはじめ、障がい者、在日外国人、女性、高齢者等に対

する差別や偏見は未だに根強く存在しています。村では同和教育推進協議会を中心に、小地域懇談会や人権・同和教育講座、研究集会等を開催し、差別のない社会を実現するための取り組みを進めています。あらゆる差別をなくする総合計画の策定し、差別のない明るい社会を目指します。

◇中央公民館の活用と生涯学習の振興

中央公民館は、生涯学習の拠点として、毎日、様々なグループ活動が行われており、ふれあいフェスタでは多彩な作品展示が行われています。

たくさんの村民の皆さんに公民館活動・生涯学習の楽しさを見つけていただけるよう、高齢者向けの「かがやき学級」や成人講座など開催しています。さらには、若い世代にももっと興味を持っていただけるよう、新たな講座や教室を計画しています。

32回を数える平和展などの学習・啓発事業にも村民の皆さんに広く周知し、積極的に取り組んでいきます。また、図書室も家読(うちどく)コーナーを設けたり、県立図書館WEB予約サービスの利用をPRするなど、村民の読書活動を推進していきます。

17、小学校附属特別棟の建設

日吉津小学校は今年度、普通教室が不足し4年生は特別教室(視聴覚室)を使用している状況です。また、近年多様化した授業が行われることから、学校図書館やコンピュータ室の拡充、多目的スペースの確保が必要となっています。

そこで、小学校の教育環境の充実を目指して、現在の校舎の北側に附属特別棟を新築し、学校図書館を中核に地域にも開放していくよう計画しています。また、現在の児童館が手狭となっていることなどから、この特別棟に多目的室を設置し、小学校の長期休業中には児童館としても利用できるよう計画しています。

昨年7月に議会にて予算をご承認いただき、村民の参加により検討委員会を設けて基本計画を作成、現在、建設に向けた実施(詳細)設計に入っているところです。(本年9月の完成を目標に進めています。)

昨年の体育館の完成に続き、大きな予算をかけて取り組む小学校の教育施設ですが、村の将来を担う子どもたちの教育環境整備に村民の皆さんのご理解やご支援をお願いします。

附属特別棟 の計画概要	木造2階建 延床面積695㎡ 1階>図書館・多目的室・男女トイレ等 2階>コンピュータ室・多目的室・資料室等
----------------	--

主な費用	工事費	272,265千円(予算額)
	設計監理業務	15,435千円(契約済み)
	計	287,700千円
財源 (見込み)	国庫支出金(経済危機対策臨時交付金)	82,000千円
	県支出金(緑の産業再生プロジェクト)	102,725千円
	地方債	60,000千円
	特別交付税(頑張る地方応援プログラム)	22,500千円
	村費(一般財源)	20,475千円
	計	287,700千円

18、各種村民参加イベントの推進

[経過報告] これまで、「盆踊り大会」や「芸能大会」、「ふれあいフェスタ」など村民の皆さんによる実行委員会が中心となって運営され開催されてきました。

昨年の盆踊りでは、村民の皆さんの寄附をもとに、本格的な打ち上げ花火が復活するなど、魅力を増した大会となりました。

また、村の一大イベントである「村民運動会」は、人口が増えつつある本村において、自治会対抗による地域の連帯感を生み出すうえでもますます重要なものとなっています。昨年ははじめて村民の皆さんによる実行委員会方式で、一層活力あるイベントとして開催されました。

様々な村民の皆さんのアイディアや意見をもとに企画されるイベントは、マンネリ化とならず活力ある日吉津村を維持する上でも大きな成果をあげています。さらにイベントを盛り上げていくために、企画・運営を各実行委員会内でも工夫し、毎年何かしら変化があり、たくさんの村民の方に参加していただけるイベントを目指します。

[今後の方針]

◇チューリップマラソンの開催

チューリップ栽培面積の減少にかかわらず、チューリップマラソンは日吉津村を代表するイベントとして定着しています。「チューリップの村」ひえづのイメージを持続させ、引き続きチューリップマラソンを開催します。

今年は、第32回チューリップマラソンを4月11日に開催する予定です。

◇夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の開催

村制120周年記念事業を終えて新たな1年を迎えた今年、多くの村民の方が、参加しやすく元気がでるイベントとして、

NHK夏期巡回ラジオ体操を8月3日朝に開催する予定です。

本村では、村制100周年の年にも行われたラジオ体操ですが、子どもからお年寄りまで、小学校グラウンドに集いふれあイベントとして、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

◇手づくりイベントの開催

盆踊り大会やふれあいフェスタ、芸能大会など、引き続き実行委員会方式で、賑やかに開催していきます。

村民運動会は、昨年全自治会の実行委員や体育指導委員を中心に、種目の企画から当日運営まですべて実行委員会で開催されました。また、中学生の有志もスタッフとして参加するなど、運営方法としてはこれまでと全く違った形で実施されました。その後実行委員会の会則も作成され、今年も引き続き村民主導・実行委員会方式で開催されます。

19、村制施行120周年記念事業

日吉津村は、明治22年の村制施行以来、今日まで、単独存続を維持し、農業の振興や企業誘致などにより、活力に満ちた村として発展してきました。

昨年、記念式典を開催し、多くのご来賓の皆さま、村民の皆さまとともに、お祝いすることができました。

各記念事業については、『村制施行120周年を考える会』において検討されたものを基とし、それぞれ実行委員会を組織し、村民の皆さまの参画と協働により取り組むことができました。

取り組みの基本としては、村民みんなが参加できるもの、後世に残るもの、元気が出るものなど村民の団結と発展を願うものでした。

今後も誰もが安心して暮らせる日吉津村の実現を目指し、村づくりを進めていきます。

[120周年記念事業]

■村制施行120周年記念式典

平成21年10月10日(土)午前10時～ 『日吉津小学校体育館』

■モニュメント作成

「日吉津海岸から環境問題に目を向ける取り組み」を発信しようと、海岸の波返しに手形などを焼いた陶板のタイルを張りつけモニュメントを作成しました。出来上がった陶板は、自治会ごとに一定の場所にまとめて張りつけています。

■ライトダウン及びキャンドルナイトイベントの開催

9月12日(土)実施。キャンドルナイトイベントでは、日吉津小学校体育館にて、村民ステージ及び六子コンサートを開催しました。

事前に各家庭にキャンドルを配布し、自宅前等でキャンドルを灯し、ライトダウンへの協力をお願いし、限りある資源、地球環境等について考えていただきました。

- 合唱団を募集し、記念式典にて村民歌「わたしのふるさと」を合唱していただきました。
- 記念に残るものを作成
 - ◇村制施行 120 周年記念切手作成
記念切手及び切手台紙の写真等は、公募写真及びイラストを使用し、80 円郵便切手 10 枚のシートを台紙付きで 1,000 円にて販売しています。
 - ◇リップちゃんの着ぐるみ製作
 - ◇記念ポロシャツ作成
色は黄と白。1 枚あたり 1,300 円にて販売しました。
 - ◇エコバック作成
120 周年記念として、全世帯に配布しました。
 - ◇記念DVD「輝かしい未来へ羽ばたく日吉津村」製作
- ふりかえる 120 周年記念展
日吉津小学校の歴代の卒業写真、風景写真、各家庭からお借りした古い写真等をパネルにし展示しました。
大変好評で、その後ふれあいフェスタでも急ぎよ再展示しました。
- 既存イベントの工夫
チューリップマラソン、12 時間ソフトバレーボール大会、盆踊り大会、ふれあいフェスタひえづ 09 等、既存のイベントに対して 120 周年を PR する取り組みを実施しました。
- ひえづ 3 チャンネルの活用
120 周年事業の PR、各イベント等の様子、そして 120 周年記念番組として「輝かしい未来へ羽ばたく日吉津村」を放送しました。

財政見通し

年度		19	20	21	22	23	24	25
入	地方税	1,156,548	1,142,295	1,091,431	1,054,200	997,300	926,500	880,400
	村民税	191,856	186,268	168,087	176,700	176,700	176,700	176,700
	固定資産税	927,441	922,675	891,580	849,100	792,200	721,400	675,300
	その他の税 (軽自・たばこ・入湯税)	37,251	33,352	31,764	28,400	28,400	28,400	28,400
	地方交付税・ 各種交付金など	159,279	226,186	217,151	239,999	274,199	315,599	343,499
	国・県支出金	119,066	255,819	445,921	292,416	214,716	201,716	201,716
	使用料・手数料など	105,607	138,590	117,267	113,662	114,762	115,862	116,963
	繰越金・基金取崩し	16,815	50,698	30,606	48,113	69,396	79,048	109,999
	地方債(借入金)	71,729	272,690	172,375	167,300	46,600	46,601	42,000
	計	1,629,044	2,086,278	2,074,751	1,915,690	1,716,973	1,685,326	1,694,577

年度		19	20	21	22	23	24	25
歳	人件費	394,275	438,263	450,752	441,472	441,044	440,697	441,905
	議員・委員・特別職報酬	64,929	112,053	116,801	116,801	116,801	116,801	116,801
	職員給料	244,722	236,768	235,263	227,613	225,357	227,157	223,663
	共済・退職手当等	84,624	89,442	98,688	97,058	98,886	96,739	101,441
	物件費	250,865	222,030	301,366	250,521	250,032	237,032	237,032
	賃金	53,481	21,776	31,476	31,476	31,476	21,476	21,476
	需用費・役務費・備品	66,022	76,070	78,962	79,192	79,142	79,142	79,142
	委託料など	131,362	124,184	190,928	139,853	139,414	136,414	136,414
	扶助費	139,002	121,067	134,109	177,809	177,809	177,809	177,809
	補助費等(負担金含む) (各種団体・組合など)	257,883	307,832	441,149	353,234	354,934	356,634	356,634
出	公債費(借入金の償還)	217,386	251,572	211,287	220,650	218,150	218,150	226,193
	投資的経費 (建設工事など)	39,310	386,052	311,104	250,000	56,000	36,000	36,000
	特別会計への繰出金	186,291	193,971	147,617	179,900	176,900	176,900	176,900
	維持補修費ほか	93,334	134,149	77,367	42,104	42,104	42,104	42,104
	計	1,578,346	2,054,936	2,074,751	1,915,690	1,716,973	1,685,326	1,694,577
	差引額	50,698	31,342					

H21.1 座談会	歳入	1,629,044	1,936,855	1,568,854	1,676,647	1,553,379	1,536,732	1,409,271
	歳出	1,578,346	1,936,855	1,568,854	1,676,647	1,553,379	1,536,732	1,546,627
	差引額	50,698						-137,356

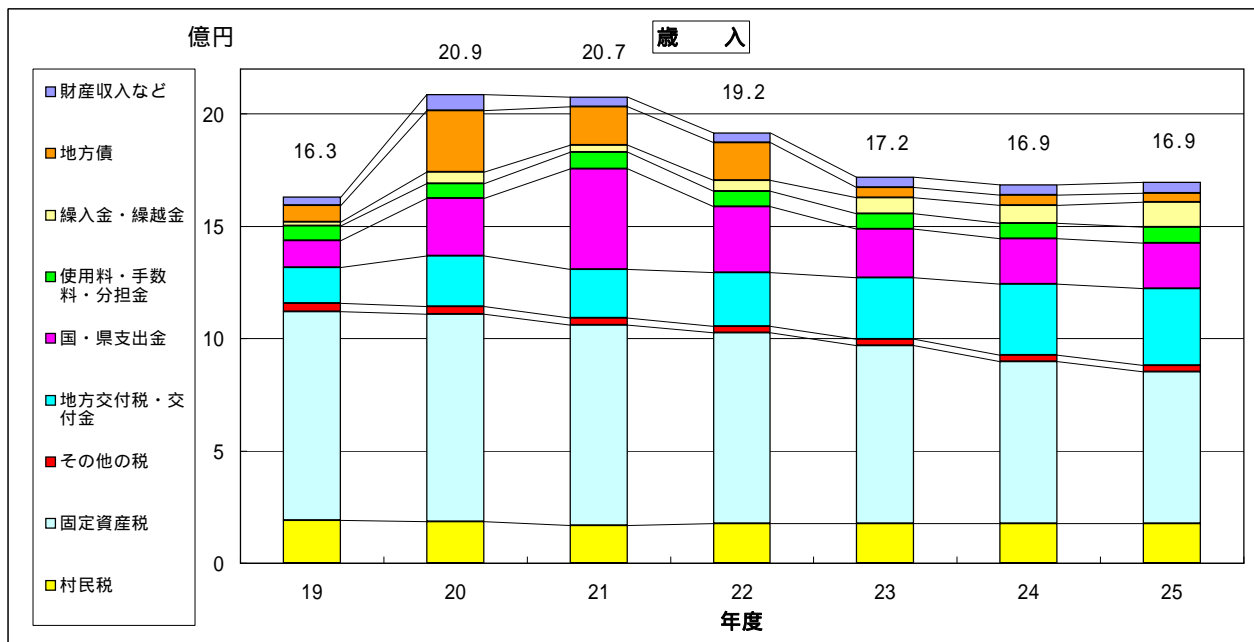
H20.2 座談会	歳入	1,575,190	1,798,740	1,562,498	1,682,798	1,461,094		
	歳出	1,575,190	1,798,740	1,562,498	1,682,798	1,524,698		
	差引額					-63,604		

H19.2 座談会	歳入	1,540,700	1,790,900	1,555,500	1,543,918			
	歳出	1,540,700	1,790,900	1,555,500	1,681,300			
	差引額				-137,382			

財政見通しの試算

【 歳 入 】

区分	19	20	21	22	23	24	25
村民税	191,856	186,268	168,087	176,700	176,700	176,700	176,700
固定資産税	927,441	922,675	891,580	849,100	792,200	721,400	675,300
その他の税	37,251	33,352	31,764	28,400	28,400	28,400	28,400
地方交付税・交付金	159,279	226,186	217,151	239,999	274,199	315,599	343,499
国・県支出金	119,066	255,819	445,921	292,416	214,716	201,716	201,716
使用料・手数料・ 分担金	68,316	66,608	75,073	70,368	70,368	70,368	70,369
繰入金・繰越金	16,815	50,698	30,606	48,113	69,396	79,048	109,999
地方債	71,729	272,690	172,375	167,300	46,600	46,601	42,000
財産収入など	37,291	71,982	42,194	43,294	44,394	45,494	46,594
合計	1,629,044	2,086,278	2,074,751	1,915,690	1,716,973	1,685,326	1,694,577



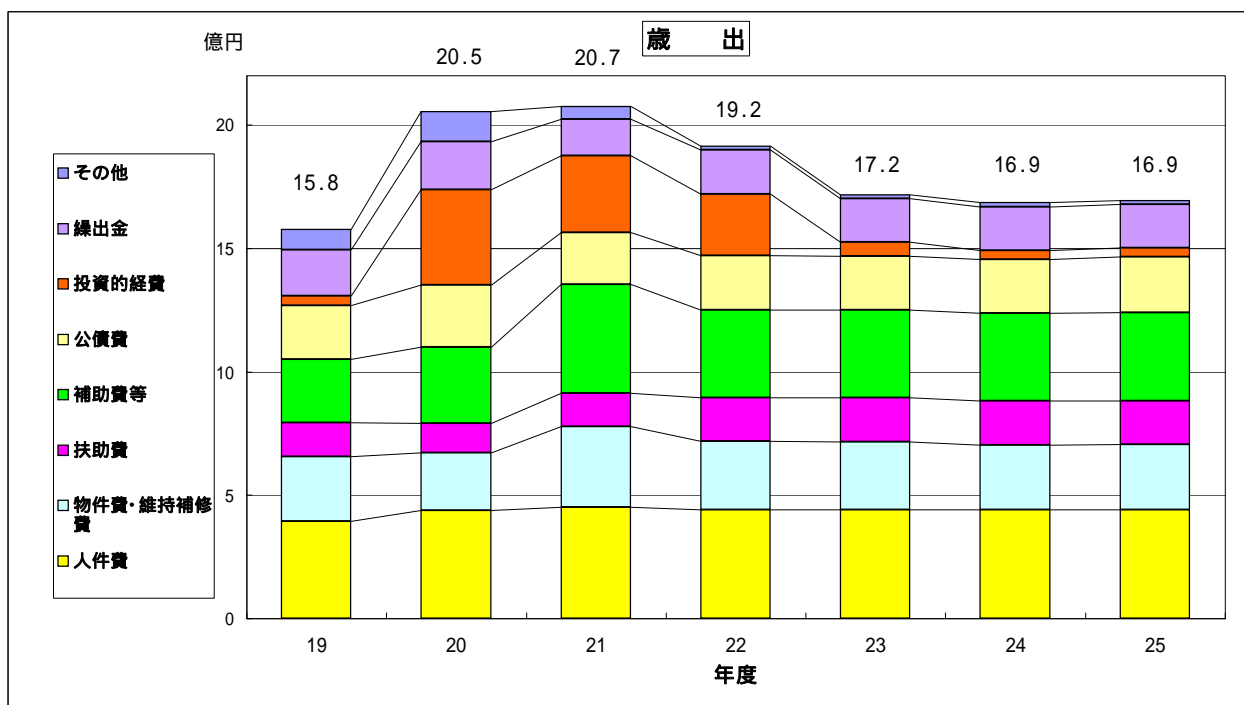
注)「交付金」には、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金が含まれます。

「その他収入」には、地方譲与税、財産収入、分担金・負担金・寄付金、地方債、繰越金が含まれます。

「その他の税」には、軽自動車税、村たばこ税、入湯税が含まれます。

【 歳 出 】

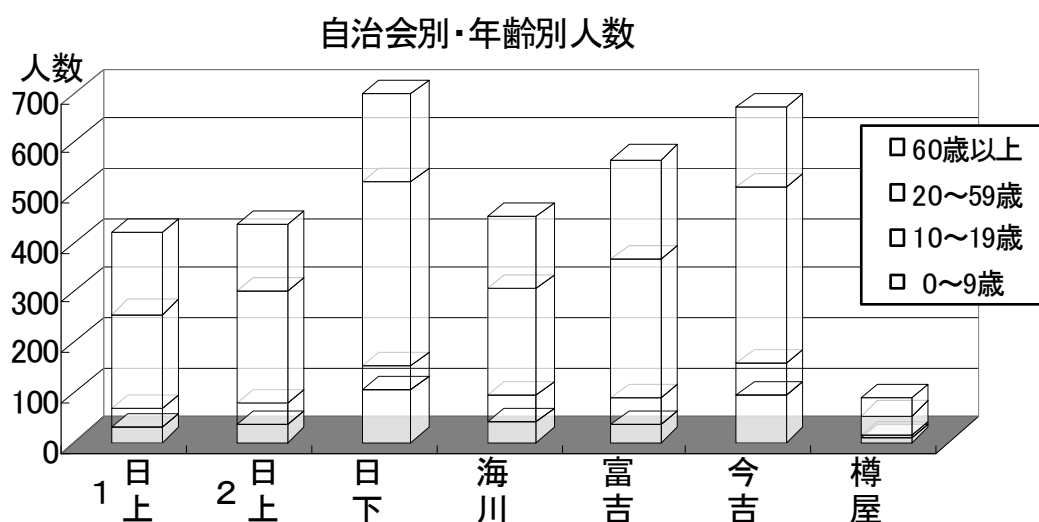
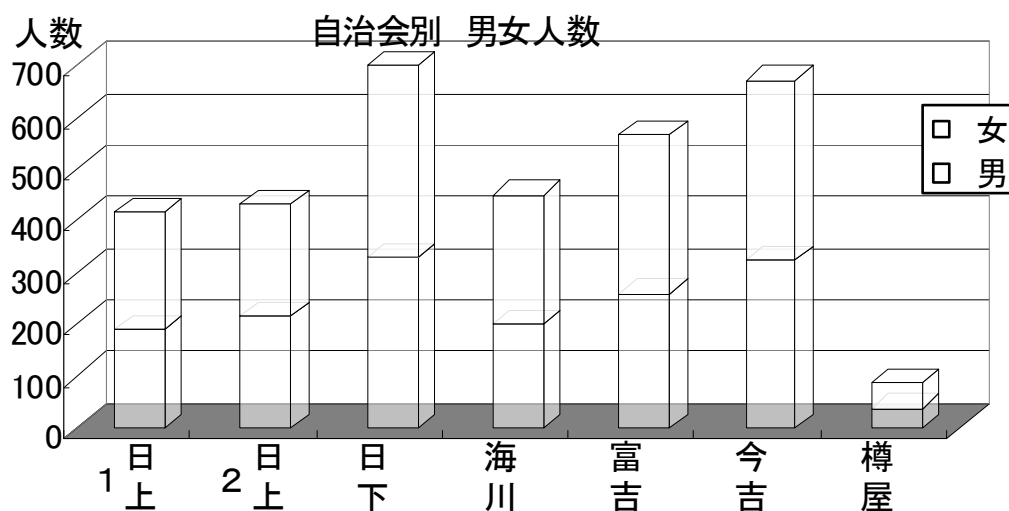
区分	19	20	21	22	23	24	25
人件費	394,275	438,263	450,752	441,472	441,044	440,697	441,905
物件費・維持補修費	260,820	232,972	327,560	276,715	276,226	263,226	263,226
扶助費	139,002	121,067	134,109	177,809	177,809	177,809	177,809
補助費等	257,883	307,832	441,149	353,234	354,934	356,634	356,634
公債費	217,386	251,572	211,287	220,650	218,150	218,150	226,193
投資的経費	39,310	386,052	311,104	250,000	56,000	36,000	36,000
繰出金	186,291	193,971	147,617	179,900	176,900	176,900	176,900
その他	83,379	123,207	51,173	15,910	15,910	15,910	15,910
合計	1,578,346	2,054,936	2,074,751	1,915,690	1,716,973	1,685,326	1,694,577



注)「その他」には、投資及び出資金、貸付金、積立金が含まれます。

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25
歳入合計		1,629,044	2,086,278	2,074,751	1,915,690	1,716,973	1,685,326	1,694,577
歳出合計		1,578,346	2,054,936	2,074,751	1,915,690	1,716,973	1,685,326	1,694,577
差引		50,698	31,342	0	0	0	0	0

参考資料: 自治会毎の世帯と人口 (住民基本台帳よりH21.11月末)



自治会名	世帯(戸数)	人口(人)	男	女	0~9歳	10~19歳	20~59歳	60歳以上
日上1	136	419	190	229	31	35	190	163
日上2	146	435	216	219	33	46	222	134
日下	239	700	330	370	103	48	369	180
海川	136	451	202	249	40	52	217	142
富吉	134	567	260	307	36	51	278	202
今吉	199	673	323	350	92	64	355	162
樽屋	22	88	38	50	6	7	40	35
計	1,012	3,333	1,559	1,774	341	303	1,671	1,018

ふるさと納税にご協力ください

いただいたご寄附は「**日吉津村夢はぐくむ村づくり基金**」
に積み立て、大切に活用させていただきます。

ぜひ、この制度を村外のお知り合いにご紹介ください。



平成22年10月1日

国勢調査



調査の結果は、選挙区の画定や議員定数の基準、福祉政策や防災対策など国や地方公共団体の行政施策での利用を始め、個人の生活設計や企業の事業計画など様々な場面において利用されています。

皆様の協力をお願いいたします。

担当 地域振興課 (27-5954)